

# かわさき部活動ガイドライン

令和8年3月

川崎市教育委員会

# 目次

1 「かわさき部活動ガイドライン」策定の趣旨.....	1
(1) 背景.....	1
(2) 本市のめざすべき方向性.....	2
2 部活動について.....	3
(1) 部活動の意義.....	3
(2) 生徒主体の部活動.....	4
3 適切な運営のための体制の整備.....	5
(1) 部活動の組織と運営.....	6
(2) 学校部活動活動方針等の策定.....	7
(3) 指導・運営に係る体制の構築.....	8
(4) 運営を行う際の留意事項.....	8
(5) 研修について.....	9
4 合理的でかつ効率的・効果的な部活動の実施.....	10
(1) 効果的な部活動の実施に向けて留意すべき事項.....	11
(2) 体罰・不適切な指導（ハラスメント）のない部活動の実施.....	12
(3) 部活動における事故防止.....	14
(4) 熱中症対策の徹底.....	15
5 バランスのとれた部活動の運営.....	16
6 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備.....	18
7 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し.....	19
8 持続可能な部活動とするために（新規）.....	20
参考・引用文献等.....	22
参考資料.....	23

# 1 「かわさき部活動ガイドライン」策定の趣旨

## (1) 背景

- 本市では、平成30年5月に「川崎市立学校の部活動に係る方針」(以下「方針」という。)を策定し、方針に基づき、各市立学校(以下「学校」という。)では、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮しながら部活動を実施してきました。その後、国の部活動改革の取組の考え方として、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)が公表されました。
- 本市では、これらの動きを踏まえ、今後の部活動の在り方を検討するため、令和5年度には「川崎市立学校の部活動に係る懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置し、有識者等から意見聴取を行うとともに、学校の生徒や保護者、教育職員(以下「教員」という。)を対象に「川崎市立学校の部活動に関するアンケート※1」(以下「アンケート」という。)を実施しました。アンケートにおいて、教員は部活動について教育的意義を感じながらも負担を感じていること、保護者は学習との両立や疲労の蓄積等、心身の健康面を心配していると回答した割合が高かった一方で、生徒は、部活動が学校生活で充実していると感じていること、活動内容については、今のままでよいと考える生徒と、楽しむことを中心とした活動をしたいと考える生徒がいるなど、部活動への取組方に対する思いが多様化していることが分かりました。
- また、教職員の働き方改革・仕事の進め方の取組(以下「働き方改革の取組」という。)に向けては、令和5年度に教員向けの勤務実態調査アンケートを実施するとともに、令和6年度には全中学校の校長、副校長・教頭、教務主任を対象とした意見交換会において、部活動に関する意義とともに、部活動指導における悩みや負担についての意見があったところです。
- また、懇談会において各委員から「様々な観点から今後の部活動の在り方を考えていく必要がある」こと、また「誰のための部活動なのかに立ち返り、検討を進めていく上では、当事者である生徒が主体的に考えた意見を大切にしていけるべきである」という意見があったことから、本市では、部活動の主体である生徒が今後の部活動の在り方を考えられるよう、令和6年度には、各中学校において生徒たちが対話を重ねながら考える取組を、令和7年度には、中学校全校の代表生徒が、各中学校で話し合われた意見をもとに意見を取りまとめ「部活動生徒代表者会議」(以下「代表者会議」という。)を実施しました。

---

※1 川崎市立中学校の部活動に関するアンケートは、市立中学校の全生徒、保護者、教員を対象に実施。アンケートの主な結果は、28ページ以降に掲載

- これらの取組を通じて生徒が主体的に考えた意見をもとに、部活動を取り巻く状況や国の部活動改革の取組、校長会との意見交換や懇談会における有識者等から意見を踏まえたうえで、方針を改定し、「かわさき部活動ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）として策定しました。
- なお、令和7年12月に、国から「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が公表され、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関しての考え方が示されました。教育委員会では、働き方改革の取組と連動させながら、今後、持続可能な部活動の実現と、国が示す部活動の地域展開等の実現に向け、検討を進めてまいります。

## (2) 本市のめざすべき方向性

- 部活動の教育的意義を踏まえ、部活動を継続することとし、持続可能なものとするため、下に示す2つの柱で取組を進めていきます。なお、活動するに当たっては、生徒が「今」も「将来」も安心して活動できること、生徒や教員の負担が大きくなりすぎないこと、地域と協力して活動することを大切にしていきます。

### めざすべき部活動の2つの柱

- ① より生徒が主体となる部活動へ  
 生徒一人ひとりの考えが尊重され、思いが共有されること  
 生徒自身が考えて、みんなが納得感のある活動とすること  
 顧問（指導者）は生徒が楽しく安全に活動できるようサポートすること
- ② 地域と連携した部活動へ  
 地域の指導者や保護者の協力を得られるような体制をつくること  
 近くの学校と連携・協力しながら活動を行うこと

- 本ガイドラインでは、項目ごとに、代表者会議での生徒の意見を基にした基本的な考え方とその考え方に基づき、学校が部活動を行う際に取組む内容等を記載しました。学校では、生徒の健全な成長を図り、本ガイドラインの適切な運用を図りながら部活動を行うこととします。教育委員会では、教員の働き方改革を推進するという観点を踏まえながら、部活動指導員の配置等を継続するなど、学校の部活動運営を支援していきます。
- 本ガイドラインは、義務教育である中学校（特別支援学校中学部を含む。）の部活動を主な対象としますが、高等学校（特別支援学校高等部を含む。）についても本ガイドラインをもとに活動を行います。その際、高等学校では、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意します。

## 2 部活動について

### (1) 部活動の意義

#### 基本的な考え方

部活動は、生徒が自分の興味関心のある活動をしながら、人間関係の構築を図り、努力すること、礼儀、助け合う力など多くのことを身に付けることができ、有意義なものであることから、今後、継続していくため、顧問や生徒の負担にならないようにすることで持続可能なものとします。



#### 目標に向かって努力する力を学ぶ

- ・目標達成までの力を身につける
- ・自分の好きなことができる
- ・熱中することで喜びを感じられる
- ・成功や失敗を経験できる

#### 仲間との連帯感を得る

- ・同じ目標に向かって頑張る
- ・互いに喜びを分かち合える
- ・人間関係の構築（コミュニケーション能力が身につく）

#### 礼儀や思いやりなどの社会性を学ぶ

- ・礼儀や挨拶を学ぶ
- ・助け合う力を学ぶ
- ・社会性を身につけることができる
- ・感謝を伝えられる

- 生徒は、部活動を通じて、多くのことを学ぶことができると考えています。学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等との人間関係の構築を図り、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いものであり、教育課程との関連が図られるよう留意します。

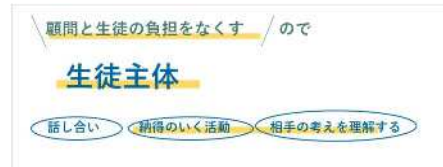
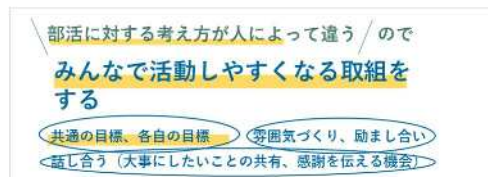
教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図れるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようとするものとする。

(※中学校学習指導要領（平成29年告示）総則第1章第5の1のウより抜粋)

## (2) 生徒主体の部活動

### 基本的な考え方

部活動に対する考え方は人によって違うので、みんなが活動しやすくなる取組を行うこと。そのために、生徒一人ひとりの考えを尊重し、また、仲間同士、共通の目標を持てるようにします。



#### 取組の例 (代表者会議での生徒の意見から)

- それぞれの部活動に対する思いを共有したうえで、みんなの目標を決める。
- 共通の目標と各自の目標を尊重し、励まし合いながら取り組む。

- 生徒の部活動への取組方に対する思いは多様化していることから、部活動に参加する全ての生徒が活動しやすい、持続可能な部活動とするため、生徒が自ら考え主体的に行動できるような「生徒主体」の活動にしていくとともに、主体的に自立して取り組む力を、発達段階に応じて指導、育成します。
- 教育委員会では、「生徒主体」の取組を学校で実践しやすするため、顧問・部活動指導者向けの手引書として、「生徒主体の部活動を行うために」をまとめましたので、学校の実情に応じて活用してください。

### 3 適切な運営のための体制の整備

#### 基本的な考え方

生徒の自己実現が図られ<sup>※2</sup>、部活動が自主的なものになるよう指導を工夫します。  
部員や教員の減少により活動が難しくなった場合は、近くの学校と協力しながら、活動を行うことを検討します。



生徒の意見

人によって部への考え方が違う / ので  
部への参加スタイルを自分で決める  
引退時期を自分たちで決める  
たくさん練習したい人のために自主練習を増やす

取組の例（代表者会議での生徒の意見から）

- ・部への参加スタイル（楽しむために、競技力向上のためになど）は、生徒が自分で決める。
- ・引退時期を自分たちで決める。
- ・練習したい人のために自主練習日を設ける。



生徒の意見

色々な練習方法を取り入れた確かな指示  
をすることが大切 / なので  
先生の中でも役割分担する  
得意分野、種目別、ポジションごと

取組の例（代表者会議での生徒の意見から）

- ・他校と協力しながら活動する場合は、先生の得意分野を生かして役割分担（技術面・生活面の指導等）する。

- 部活動を実施する際には、生徒の自己実現が図られ、活動が自主的なものになるよう指導を行うことが重要であり、そのためには、活動を支える組織体制の構築や指導運営体制の確保が必要です。

<sup>※2</sup>「自己実現」は、集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見し、よりよく改善しようとする視点である。自己実現のために必要な資質・能力は、自己の理解を深め、自己のよさや可能性を生かす力、自己の在り方や生き方を考え設計する力など、集団の中において、個々人が共通して直面する現在及び将来に関わる課題を考察する中で育まれるものと考えられる。（中学校学習指導要領解説特別活動編（平成29年7月文部科学省）から抜粋）

## (1) 部活動の組織と運営

○ 学校において適正な部活動の運営を図るためには、部活動を支える組織が重要であり、次のような組織を構成し運営していくことが求められます。

### ① 部活動運営委員会

校長が中心となり、部活動の運営についての現状や課題を話し合う場として設置します。主な構成員は、校長以下顧問会代表、部長会代表（生徒）が考えられます。

### ② 顧問会

顧問間の連携を図り、組織的に運営し、活動の内容（活動方針、予算、決算、活動日数、活動時間、施設の割り振り、顧問の配置、外部指導者等の活用等）を検討する場として設置します。顧問会において協議された内容については、部活動運営委員会や必要に応じて職員会議に提案・報告して、共有し、必要に応じて改善を図ります。

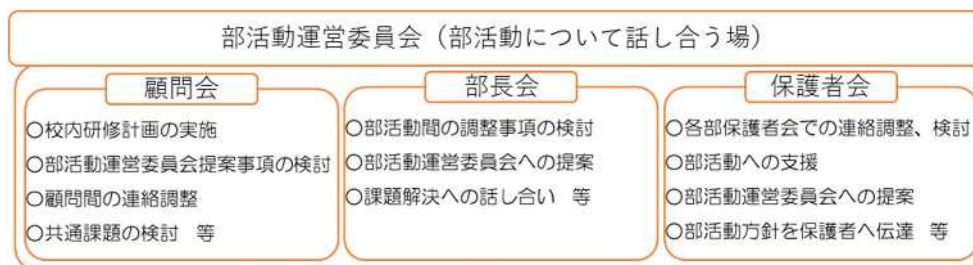
### ③ 部長会

各部の生徒代表からなる部長会を定期的を開催することにより、各部の情報交換や問題点を生徒主体で話し合い、各部の活動に反映させます。顧問は、生徒が活動しやすい部活動とするため、生徒が主体的に考え、共有しながら活動が行えるよう、各部のミーティングを定期的に行うなど工夫します。

### ④ 保護者会

顧問と保護者が、お互いに話し合える場として年数回開催し、意見交換できるようにします。

（参考）組織図の見本

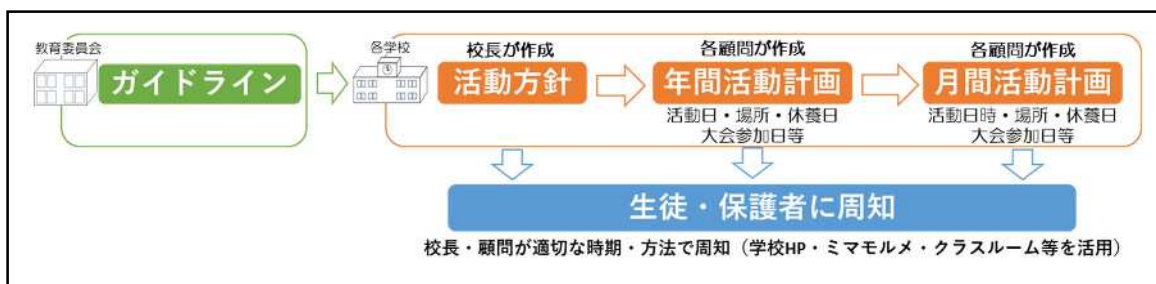


○ 学校においては、地域や保護者の協力を得ながら部活動を運営することが、重要です。各学校の実情に応じて、管理職を中心とし、PTAやコミュニティ・スクール等を活用しながら保護者や地域と連携した活動体制を構築することが有効です。

## (2) 学校部活動活動方針等の策定

- 校長は、本ガイドラインに基づき、毎年度「学校部活動活動方針」を作成し、顧問は、「部活動年間活動計画（年間の活動日・場所、休養日及び大会参加日等を明記する。）」及び「部活動月間活動計画（月間の活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）」を作成して管理職に承認を得ます。「学校部活動活動方針」は各家庭に向け、ホームページ等での公表や保護者説明会で説明するなど、適切な時期に保護者や生徒に対して周知します。各部の「部活動年間活動計画」や「部活動月間活動計画」は、事前に配布、周知し、生徒や保護者の理解の上、計画的に活動ができるようにします。

(参考) 学校部活動方針の策定までの流れ



- 校長は、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導を行います。

### (3) 指導・運営に係る体制の構築

- 教育委員会では教員に代わり、部活動の技術指導や大会等の引率を担うことのできる部活動指導員<sup>※3</sup>や、技術指導を中心にサポートする外部指導者<sup>※4</sup>（以下「部活動指導員等」という。）の配置に努めます。
- 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況をもとに、教員の働き方改革の観点も踏まえ、指導内容の充実や生徒の安全確保が図られ、円滑に部活動の運営ができるよう、適正な数の部活動を設置します。
- 校長は、部活動顧問について、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で決定し、学校全体で適切な指導、運営に係る体制を構築します。
- 部員数や教員数の減少により活動が難しくなった場合については、校内の指導体制を改めて見直し、必要に応じて近隣の学校と協力・連携しながら活動を行うことを検討します。

### (4) 運営を行う際の留意事項

- 生徒が部活動で自己実現が図られ、活動が自主的なものになるよう工夫します。また、部活動の入部・退部・転部については、生徒に寄り添い、生徒の意向を尊重します。

---

※3 会計年度任用職員として教育委員会や学校の指揮命令に従い、市立中学校の部活動の実技指導、会計管理等の部活動の管理業務、保護者への連絡、年間・月間計画の作成、事故対応、大会への引率といった顧問業務を行うことを職務とする。

※4 市立中学校の部活動の活性化を図るために、顧問の教員を支援する立場で生徒の実技指導を担当するボランティア

## (5) 研修について

- 教育委員会では、部活動の適切な運営や指導が行われるよう、スポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上や、暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、適切な活動時間・休養日等の設定の遵守徹底を図るための研修を、適宜実施します。
- また、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、任用前及び任用後に、定期的に研修を実施します。学校においても、校長は部活動指導員等の指導状況等適宜確認し、必要に応じて指導助言を行います。

(参考) 部活動指導員等に対する研修内容(例)「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(文部科学省 令和7年12月)」から抜粋

### 教育委員会による研修

- ・部活動指導員制度の概要(身分、職務、勤務形態、報酬、費用弁償、災害補償等)
- ・学校教育及び学習指導要領
- ・部活動の意義及び位置付け
- ・サービス(校長の監督を受けること、生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等)
- ・生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ・顧問や部活動を担当する教諭等との情報共有
- ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ・学校外での活動(大会・練習試合等)の引率
- ・生徒指導に係る対応
- ・事故が発生した場合の現場対応
- ・女子生徒や障害のある生徒などへの配慮
- ・保護者等への対応
- ・部活動の管理運営(会計管理等)

### 学校による研修

- ・学校、各部の活動の目標や方針(各部の練習時間や休養日の徹底も含む)
- ・学校、各部が抱える課題
- ・学校、各部における用具・施設の点検・管理

## 4 合理的でかつ効率的・効果的な部活動の実施

### 基本的な考え方

学校では、部活動を行うときには、生徒が様々な目標に向かって頑張れるように、話し合いながら、短い時間でも効果が出るような活動の工夫を行います。

部員数が少なくて学校で部活動を続けるのが難しくなった場合には、学校の状況に合わせて、部活動の種類や人数、場所などを考えます。必要があれば、近くの学校と協力しながら活動を行うことを考えます。



生徒の意見

人によって部への考え方が違う / ので

部でミーティングを大切に、  
一人一人の意見を反映させる

一人一人の意見を取り入れる

アドバイスや意見交流

取組の例（代表者会議での生徒の意見から）

- ・ 定期的なミーティングで一人一人の意見を活動に反映させる。
- ・ 部員数が少なくて学校で部活動を続けるのが難しくなった場合、合同部活動を検討する。
- ・ 先生たちは、けがや事故が起きないようにしっかりと見守りを行う。



生徒の意見

少ないメンバーでもレベルアップ / したいので

合同チームでも参加できる練習・大会  
を増やす

他校顧問、外部コーチの指導

小学生に向けた体験部活

他校と活動するメリットの例（代表者会議での生徒の意見から）

- ・ 他校の先生や外部コーチの指導が受けられる。
- ・ 人数がそろって活動ができる。

○ 部活動を実施する際には、生徒が様々な目標に向かって頑張れるよう、生徒同士で話し合いを行うなどコミュニケーションを図りながら、短時間でも効果的な活動の工夫をするとともに、専門的知識を有する教職員等と連携・協力し、発達個人差や特性など、成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行います。

○ 部員数が少なくなり部活動を続けるのが難しくなった場合、生徒が活動の継続を希望するか等、生徒の意向に寄り添うことが大切です。その上で、学校の状況（顧問の配置が可能かどうか、合同で活動することに必要以上の負担感がない等）を踏まえ、その運営方法（設置数、場所等）を検討することが必要です。

## (1) 効果的な部活動の実施に向けて留意すべき事項

- 校長は、部活動の実施に当たっては、顧問、部活動指導員及び外部指導者（以下「顧問等」という。）に対して生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・不適切な指導（ハラスメント）の根絶を徹底します。特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行うこととします。今後、文部科学省等から新しく指導に係るガイドライン等が発出された場合は、そちらに則った対応を行います。
- 顧問等は、スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点を踏まえ、過度の練習・活動が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないこと、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導の工夫を行うこととします。また、指導においては、中央競技団体（日本スポーツ協会、各競技団体）等が作成する指導手引き等を積極的に活用します。

### (参考) 手引書

- ・運動部活動用指導手引（スポーツ庁）

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1408193.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1408193.htm)



## (2) 体罰・不適切な指導（ハラスメント）のない部活動の実施

- 体罰は学校教育法において禁止されており、顧問等は、いかなる場合にも行ってはなりません。また、不適切な指導を行わないことはもとより、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意することが必要です。
- 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒同士のトラブルにつながる可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であることについて、あらゆる場面を通じて指導していくことも必要です。

(参考) 生徒指導提要 (令和4年12月 文部科学省)

### 3.6.2 懲戒と体罰、不適切な指導（一部抜粋）

学校における懲戒とは、児童生徒の教育上必要があると認められるときに、児童生徒を叱責したり、処罰したりすることです。懲戒は、学校における教育目的を達成するために、教育的配慮の下に行われなければなりません。(略) 体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されており、懲戒と体罰に関する解釈・運用については、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」(平成25年3月13日初等中等教育局、スポーツ・青少年局長通知)において、以下のとおり示されています。

#### (1) 体罰等の禁止及び懲戒について

体罰による指導では、児童生徒に正常な倫理観を養うことはできず、むしろ力による解決への志向を助長することになりかねません。体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが重要です。

#### (2) 体罰と懲戒の区別について

懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的・時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的かつ客観的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。これらのことを勘案して、懲戒の内容が、身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えるとされる場合には、体罰になります。

(3) 正当防衛及び正当行為について

教職員が児童生徒による暴力行為の防衛のためにやむを得ず行った行為は、児童生徒の身体への侵害や肉体的苦痛を与えた場合であっても体罰には該当しません。

(4) 体罰の防止と組織的な指導体制について

教育委員会等、学校、校長、教職員はそれぞれの立場で、体罰の未然防止や組織的な対応を徹底する必要があります。また、体罰を行った場合や他の教職員の体罰を目撃した場合には、速やかに関係者に事実関係を確認し、管理職や教育委員会等に報告します。

(5) 部活動における不適切な指導について

部活動は学校教育の一環であり、特定の生徒等に対して執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与えることは教育的指導とは言えないことに留意し、教育活動として適切に実施されなければなりません。さらに、本通知においては、上記で示した児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例がまとめられています。ただし、体罰かどうかの判断は、最終的には(2)で示した諸条件や部活動に関するガイドラインを踏まえ、個々の事案ごとに判断する必要があります。

【不適切な指導と考えられ得る例】

- ・ 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・ 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分のまま思い込みで指導する。
- ・ 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ・ 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ・ 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ・ 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ・ 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

### (3) 部活動における事故防止

- 部活動における事故の未然防止のため、学校では、点検整備や指導の徹底など、万全の体制で取り組む必要があります。活動を実施するに当たっては、活動場所の施設・設備・用具の点検等を行い、生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、活動場所等の環境を考慮の上、適切な指導内容や活動時間、休憩時間、水分補給の機会等を設定するなど、事故防止を徹底します。
- 事故が発生した場合には、迅速な対応がとれるよう校内で体制を構築するとともに、保護者及び地域との密接な連携など、学校安全に関する活動を円滑に進めることが重要です。また、各競技の特性や活動場面等の違いに応じて安全対策を講じることが必要です。

#### 部活動中に予想される主な事故

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落下、衝突事故 跳び箱からの落下事故、陸上競技投てき練習中の事故、ゴールポスト転倒事故など</li> <li>・ 水泳関連事故 飛び込み、溺水</li> <li>・ 武道系種目の事故 柔道などでの落下、頭部外傷、組み手中の負傷など</li> <li>・ 落雷事故 屋外スポーツでの危険性</li> <li>・ 転倒、骨折などの一般的外傷 文化部でも起こりうる事故、運動時の捻挫、骨折などは年間通じて多発</li> </ul>
---

#### (参考) 手引き等

- ・ 学校安全の手引き（川崎市教育委員会）（平成 27 年 3 月）Sains-web
- ・ その他事故事例、事故防止対策等（QR コード）

事故情報の共有・注意喚起 （文部科学省）	学校管理下における重大事 故事例（文部科学省）	運動部活動の事故防止対策 （日本スポーツ協会）
		

## (4) 熱中症対策の徹底

- 熱中症は、生命を脅かす危険があるため、顧問等が熱中症発生の要因を知り、事故防止の観点だけでなく、効果的なトレーニングという点においても、予防のための指導と管理を適切に行うことが重要です。
- 特に学校管理下での熱中症事故の多くは体育・運動部活動中に発生しています。高温が予想される場合は、事前に熱中症予防サイト等で情報を収集し、活動時間の短縮、中止、延期を検討するとともに、活動前・活動中には必ず実際の活動場所（グラウンド、体育館、プールなど）の暑さ指数（WBGT）の測定を行い、数値に基づく対応を行います。測定した情報は、数値等を記録簿等に記録するとともに、顧問等の間で共有することも重要です。
- 活動に当たっては、「川崎市立熱中症対策指針（令和6年6月一部改訂）」に基づいた対策・対応を行います。

### 【熱中症予防の5原則】

- 1 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと
- 2 暑さに徐々に慣らしていくこと
- 3 個人の条件を考慮すること
- 4 服装に気をつけること
- 5 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

### 【暑さ指数（WBGT）を用いた指針】

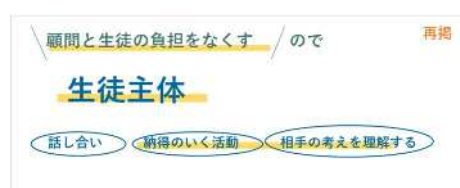
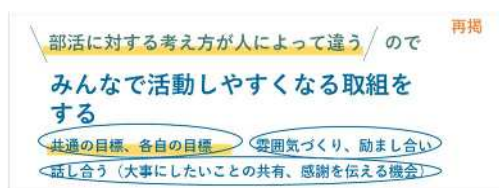
WBGT	生活活動の目安	数値に基づいた予防措置
35	熱中症特別警戒アラートが発令	命を守る行動をとる
33	熱中症警戒アラートが発令	運動は中止
31	すべての生活活動で起こる危険性(外出はなるべく避け、涼しい室内に移動)	運動は原則中止
28	すべての生活活動で起こる可能性(外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意)	激しい運動や持久走など対応が上昇しやすい運動は中止
25	中等度以上の生活活動で起こる危険性(運動や激しい作業をする際は定期的に十分な休憩)	積極的に休憩
23	強い生活活動で起こる可能性 危険性は少ないが、激しい運動や重労働時には発生する危険性	運動の合間に積極的に水分・塩分を補給
		適宜水分・塩分を補給

## 5 バランスのとれた部活動の運営

### 基本的な考え方

ルールを守りながら、生徒と話し合いのうえ、みんなが納得できるような活動の予定を立て、生徒や保護者にわかりやすく伝えます。休日に大会などで活動が続いた場合は、生徒の体を休ませるために、代わりの日に休ませます。

朝の練習を行うときは、なぜ必要なのかをはっきりさせて、生徒自身や保護者、先生にとって負担にならないようにします。



### 【部活動における活動基準】

- ① 課業期間中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日<sup>※5</sup>は少なくとも1日、休日<sup>※6</sup>は少なくとも1日以上を休養日とします。
- ② 長期休業期間中の休養日の設定は、課業期間中に準じた扱いを行います。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けます。
- ③ 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、学校行事、種目・活動等の特性、地域行事等を考慮しつつ、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。
- ④ 学校として、または部活動ごとに、週の休養日以外のノ一部活動デーを月間予定の中に設定します。
- ⑤ 早朝練習（朝練習）を実施する場合、生徒・保護者・教員の過度な負担とならないよう実施基準を明確にし、計画的に行います。
- ⑥ 休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、事前に振替日を生徒・保護者に周知します。

※5 平日は、課業日（授業が行われる日）を指す。

※6 休日は、土日祝日及び長期休業期間等（授業が行われない日）を指す。

- 活動基準の休養日や活動時間等は、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究<sup>※7</sup>も踏まえて国が設定したものであり、文化部活動における活動時間及び休養日についても同様としています。顧問等は、活動基準を守りながら活動計画を立て、生徒や保護者に分かりやすく周知します。活動計画を立てる際には、生徒と話し合いをするなど、生徒の納得感が得られることが大切です。
- 校長は、学校部活動活動方針に基づき、各部活動の休養日及び活動時間を把握するとともに、適宜、指導・是正を行う等を行います。
- 休養日及び活動時間等の設定に当たり、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、学校全体で定期試験前後の一定期間等、部活動の休養日を設けることにより、週間、月間、年間単位でバランスのとれた活動とするよう徹底します。

---

<sup>※7</sup>「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会）

## 6 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備

### 基本的な考え方

定期的に話し合いの場を設けるなど、生徒たちが主体となって活動することができるよう指導に努めるようにします。

学校に生徒がやりたい部活動がない場合、地域のクラブ等と連携した活動や、近くの学校と協力しながら活動することが可能かどうか検討します。

近くの学校と活動を行う場合、常に集まるのが難しい場合には、クラスルーム等ICTを活用し、コミュニケーションが取れるようにします。



部活に主体性、思考力が高まる / ので

自分たちでメニューを決める

目標を明確に

強度も高まる

同じ場所や時間で集まるのは難しいけど / 共有は大事 / なので

クラスルームを活用する

meet、連絡、動画、話し合い

取組の例（代表者会議での生徒の意見から）

- ・練習メニューを生徒中心に決める。
- ・生徒の安全を確保したうえで、活動日を自主練習日にする。
- ・生徒同士のコミュニケーションをとる。

○ 学校は、部活動を行うに当たり、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、誰もが参加しやすい活動内容や活動時間となるよう工夫することが必要です。また、生徒は「競技力・表現力向上志向」「複数活動志向」「健康志向」「レクリエーション志向」等、部活動に対して多様なニーズを持っており、こうしたニーズを踏まえつつ、大会やコンクールの結果や成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむ基礎を培うこと及び生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう部活動環境の整備を検討します。

○ 顧問等は、生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備を図るため、生徒同士で定期的に話し合いの場を設けるなど、生徒たちが主体的に活動することができるよう、指導に努めるようにします。

○ 合同部活動等、他校と協力して活動する場合にはクラスルーム等のICTを活用し、情報共有やコミュニケーションが円滑に行えるようにします。

### クラスルームの活用例

・他校と合同部活動を実施する際、ミーティングを行いたい場合については、顧問の指導の下、放課後の時間にミートを活用して話し合いの場を設けるなどの工夫が考えられます。

## 7 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

### 基本的な考え方

大会は、生徒が日頃の活動の成果を発表する大切な場です。参加に当たっては、生徒や教員にとって負担が大きくなりすぎないように、出場する大会をよく考えて選ぶようにします。なお、大会や発表の場が少ない部活動については、生徒が活躍できる場面を考え、目標を持って活動できるようにします。

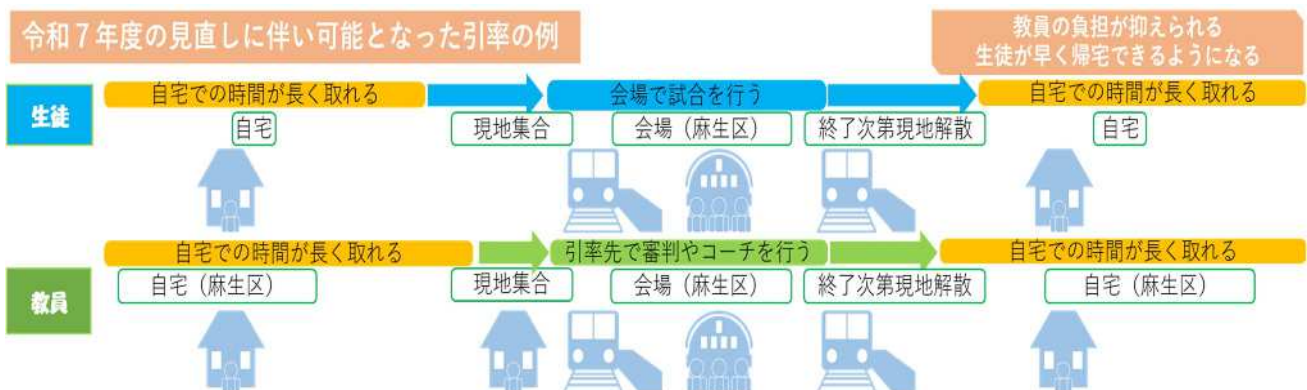


全員で目標に向かえるので、  
大会の内容、日程を考える  
市総体、非公式の発表会、大会

- 学校は、生徒や保護者、顧問の心身の負担が過度にならないよう、年間の参加する大会等を精査することとします。一方で、大会や発表の場が少ない部活動については、生徒が活躍できる場面を考え、目標を持って活動できるように、参加する大会等を検討します。
- 大会等の引率については、部活動指導員や校長が認める外部指導者、保護者の送迎など、教員以外が担えるよう配慮しつつ、その移動の仕方や、集合・解散場所については、生徒の安全を確保しながら、各部活動の実情に応じて、学校が決めることとします。

### 【引率の見直し】

生徒の移動時間を短くすることや教員の負担軽減を目的に、これまで学校又は学校の最寄りの駅から会場等まで行っていた引率業務について見直しを行い、令和7年度から、学校や各部活動の実情に合わせて、会場や会場の最寄りの駅等を含めて、集合・解散場所を決定することができることとしました。



## 8 持続可能な部活動とするために（新規）

### 基本的な考え方

部活動の運営については、必要に応じて、地域や保護者等に対して協力等を求めます。小学生が中学校に入学後スムーズに部活動が行えるよう、入学前に部活動体験会等を行うことを検討します。なお、実施に当たっては、生徒が小学生と交流を行う取組も有効です。

教育委員会では、学校と地域が協力して部活動をよりよくしていくための仕組みについて検討していきます。



生徒の意見

青春したい / ので  
地域の全てをお借りします  
～笑顔で返そう地域のご恩～

施設を借りる 保護者、地域の人の協力

顧問と生徒の負担をなくす / ので  
地域と協力しながらブカツの魅力を  
アピールする

地域と交流 部活動で結果を出す

部員を増やしたい / ので  
楽しさを知ってもらい部員を増やす

小学校に部活動紹介 楽しさを知ってもらう

技術向上、モチベーションがあがる / ので  
OBOG、地域の方から指導を受ける

技能、モチベUP 人間関係が広がるように取組の推進

- 学校は、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の協力等を求め、学校と地域が共に子どもを育てるという視点にたち、部活動を実施することが重要です。
- 学校は、中学校入学後スムーズに活動が行えるよう部活動体験会等を実施する際には、生徒が小学生と交流を行う取組を実施することも有効です。
- 国の部活動改革の方向性をもとに、教員の働き方改革を推進するという観点を踏まえ、学校と地域が連携・協働した新たな部活動の仕組みについて、教育委員会において検討していきます。

(参考)

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）文部科学省（令和7年12月）抜粋

【改革の理念等】

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出

【改革期間】



【取組方針】

- 休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
- 平日 各課題を解決しつつ、更なる改革を推進

## 参考・引用文献

1. 「**中学校学習指導要領**」文部科学省(平成 29 年 3 月)

[https://www.mext.go.jp/content/1413522\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1413522_002.pdf)



2. 「**中学校学習指導要領解説 特別活動編**」文部科学省(平成 29 年 7 月)

[https://www.mext.go.jp/content/20230208-mxt\\_kyoiku02-100002608\\_013.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230208-mxt_kyoiku02-100002608_013.pdf)



3. 「**運動部活動での指導のガイドライン**」文部科学省(平成 25 年 3 月)

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/013\\_index/shiryo/\\_icsFiles/afieldfile/2017/07/21/1388097\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2017/07/21/1388097_02.pdf)



4. 「**学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン**」

スポーツ庁・文化庁(令和 4 年 12 月)

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/1405720\\_00014.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm)



5. 「**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン**」

文部科学省(令和 7 年 12 月)

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/houdou/jsa\\_00220.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00220.html)



6. 「**スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について**」

公益財団法人日本体育協会(平成 29 年 12 月)

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/013\\_index/shiryo/\\_icsFiles/afieldfile/2017/12/20/1399653\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2017/12/20/1399653_01.pdf)



7. 「**川崎市立学校 熱中症対策指針**」川崎市教育委員会(令和 6 年 6 月 一部改訂)

<https://www.city.kawasaki.jp/880/cmsfiles/contents/0000141/141676/HPkaitei.pdf>



# 參考資料

〈資料1〉 学校部活動活動方針作成例

※ガイドラインの趣旨に沿って、加筆・修正し、作成してください。

〇〇年度 川崎市立〇〇学校 部活動活動方針

1 目標

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、部活動の適正な指導体制の確立、運営計画の策定を行う。また、持続可能な部活動とするため、「よりよい生徒が主体となる部活動」と「地域と連携した部活動」を推進する。

2 活動方針

- ① 部活動の望ましい運営・指導体制を整備する。
- ② 計画的な活動スケジュールを設定し、バランスのとれた部活動を推進する。
- ③ 生徒が自ら考え主体的に行動できる部活動を推進する。
- ④ 学校・地域・家庭による連携・協力体制づくりを推進する。

3 経費

- 大会参加費、活動に関わる交通費等
- 個人負担となるもの：ユニホーム等、個人が所有・管理するもの

4 バランスのとれた部活動の運営

- ① 課業期間中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、休日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ② 長期休業期間中の休養日の設定は、課業期間中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ③ 1日の活動時間は、平日では2時間程度、休日は3時間程度とし、学校行事、種目・活動等の特性、地域行事等を考慮しつつ、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ④ 学校として、または部活動ごとに、週の休養日以外のノ一部活動デーを月予定の中に設定する。
- ⑤ 早朝練習（朝練習）を実施する場合、生徒・家庭・教職員の過度な負担とならないよう実施基準を明確にし、計画的に行う。
- ⑥ 休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、事前に振替日を生徒・家庭に周知する。

## 5 部活動運営上の留意点

### ① 活動時間の厳守

- 下校時間には、余裕をもって門を出られるよう活動を終了する。

### ② 部室の使い方、用具の管理、活動中の服装、体調不良時の判断について

- 活動前には、顧問が健康チェックを行う。
- 活動前には、器具、用具、施設の安全点検を行う。
- 活動終了時には、各部で責任を持って施錠し、鍵の管理は顧問が行う。
- 学校指定の体育着・ジャージまたは、各部で決めたユニホーム等で活動する。
- 部室の管理については、顧問会、部長会で定期的に点検する。

### ③ 欠席時の連絡方法

- 各部ごとに、連絡方法を決定する。(個人情報取り扱いには十分に注意する。)

### ④ 他校での活動、休日の登下校等

- 他校や学区外に遠征する場合、部活動ごとに決められた場所で集合・解散し、まとまって移動する。
- 公共交通機関を利用する場合は、顧問の指導の下、マナーを守って乗車する。
- 休日に登校する場合は、開始・終了時間を厳守し、活動に必要ではない場所(教室)へは立ち入らない。
- 登下校時は、課業日の登下校と同じであり、飲食や寄り道などをしない。

## 6 入部・退部・転部について

- 新入生の仮入部期間は、○月○日～○月○日とし、この期間は複数の部活動を体験することができる。仮入部期間は、○:○○を最終下校時刻とする。
- 新入生の本入部は、○月○日からとする。本入部の際には、入部届を学級担任に提出し、学級担任から顧問へ提出する。入部届は、顧問が保管する。
- 生徒が退部・転部を申し出た場合、生徒・家庭の意向を尊重し、生徒に寄り添った対応をする。退部・転部の手続きは、入部届に記載された退部転部届欄に記載し、保護者印(又はサイン)を(押印)記入し、入部時と同様に担任に届け出る。

## 7 その他

- 部活動年間活動計画や月間活動計画等は、生徒を通して各家庭に配布する。  
(※部活動のクラスルームやミマモルメ等活用することも可能検討)

〈資料2〉 部活動年間活動計画作成例

※ガイドラインの趣旨に沿って、加筆・修正し、作成してください。

〇〇年度 川崎市立〇〇中学校 年間活動計画

部活動名	
顧問（指導者）氏名	
部員数	1年生〇〇名・2年生〇〇名・3年生〇〇名
主な活動日と活動場所	
休養日	〇曜日、〇曜日

月	活動計画	学校行事等	活動内容
4月	仮入部期間	入学式 始業式	基礎練習（守備中心） 練習試合開始
5月		体育祭 修学旅行	試合想定練習（攻撃中心） 実戦を想定した練習
6月	県総体川崎ブロック大会	中間試験	大会に向けた最終調整
7月	県大会	夏季休業	新体制での組織づくり
8月	活動休止	夏季休業 授業開始	新体制での基礎練習
9月	市総体	期末試験	大会に向けた最終調整
10月	市総体 市駅伝大会	文化祭 後期始業式	体力強化月間
11月			体力強化月間
12月	活動休止	中間試験	体力強化月間
1月	活動休止	自然教室	体力強化月間
2月		学年末試験	守備力アップ月間
3月		卒業式 修了式	守備力アップ月間

〈資料3〉 部活動月間活動計画作成例

※ガイドラインの趣旨に沿って、加筆・修正し、作成してください。

〇〇年度 川崎市立〇〇中学校〇〇部 〇月活動計画

日	曜	学校行事	活動	練習内容
1	月		○	グラウンド練習
2	火		○	基礎練習
3	水		○	グラウンド練習
4	木	始業式	○	グラウンド実践形式練習
5	金	学年会議	×	
6	土		×	
7	日		○	〇〇中学校との練習試合
8	月	朝会	○	グラウンド練習
9	火		○	基礎練習
10	水		○	グラウンド練習
11	木	職員会議	×	
12	金		○	グラウンド練習
13	土		×	
14	日		○	〇〇中学校との練習試合
15	月	朝会	×	
16	火		○	基礎練習
17	水		×	ノー部活動デー
18	木		○	グラウンド実践形式練習
19	金		○	グラウンド練習
20	土		×	
21	日		○	実戦形式でのグラウンド練習
22	月	朝会	○	グラウンド練習
23	火		○	基礎練習
24	水		×	
25	木		○	グラウンド実践形式練習
26	金	体育祭練習開始	○	グラウンド練習
27	土		×	
28	日		○	〇〇中学校との練習試合
29	月	朝会	○	グラウンド練習
30	火		○	基礎練習
31	水		×	

〈参考資料〉 川崎市立中学校の部活動に関するアンケート（抜粋）

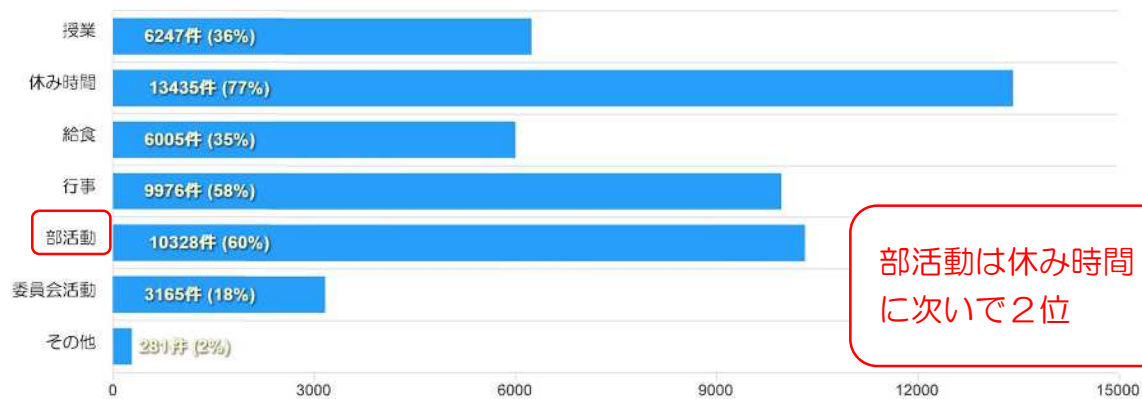
○対象 市立中学校に通う全生徒、保護者、教員

○期間 令和5年11月16日（木）～11月30日（木）

※生徒と教員は、12月8日（金）まで

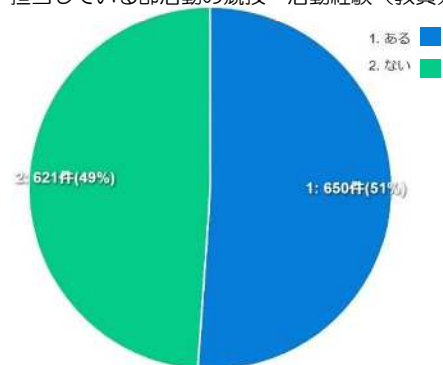
（１）学校生活で部活動が占める位置について（生徒）

学校生活の中で充実していると感じる時間はどの時間ですか（複数回答可）



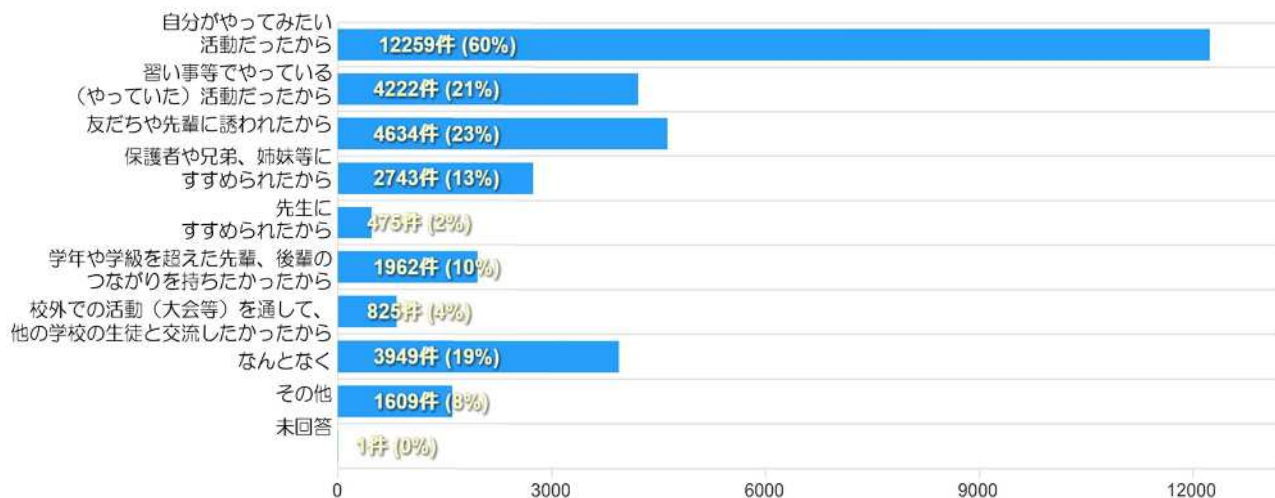
（２）顧問教員の競技経験等について

担当している部活動の競技・活動経験（教員）



（３）入部の動機について（生徒）

所属する部活動に入部した理由は何ですか（複数回答可）



#### (4) 部活動の教育的意義について (教員)



#### (5) 部活動における教員の負担感について (教員)

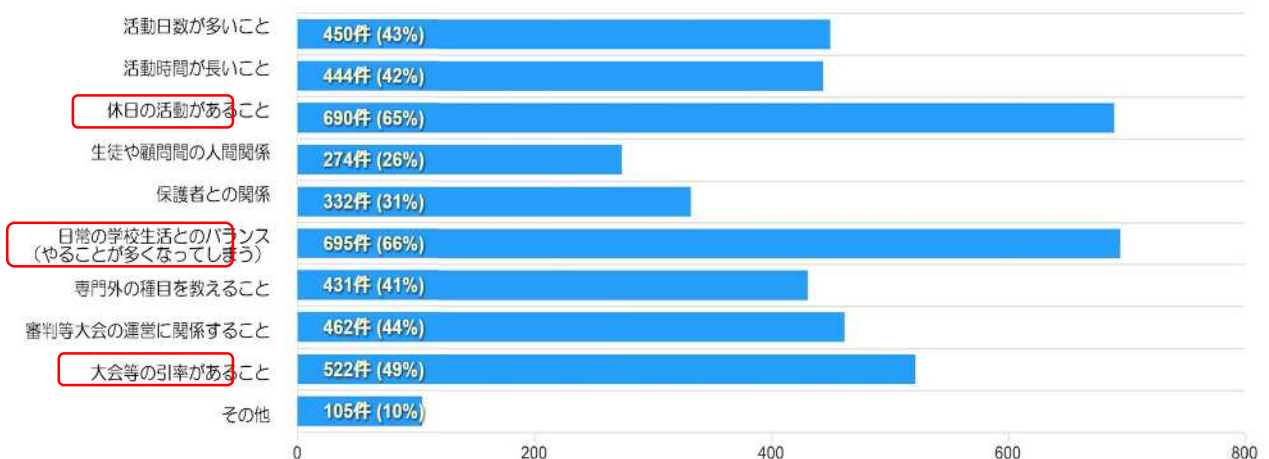
日常の部活動において負担感を感じますか (教員)



#### 負担感を感じる理由・・・

- 日常の学校生活とのバランス66%
- 休日の活動があること65%
- 大会の引率があること49%

負担感を感じる理由は何ですか (教員)



## (6) 部活動を通して得たことについて（生徒のみ）

部活動を通して得たことは何ですか

選択肢	割合
体力・技能が向上した	70%
規律や礼儀作法が身についた	47%
スポーツや文化芸術の楽しさを味わえた	46%

## (7) 部活動で身に付けて欲しいことについて（保護者のみ）

お子さんに部活動を通して主に身に付けて欲しいことはなんですか

選択肢	割合
目標に向かって努力する姿勢	77%
思いやりの心や協力する姿勢	63%
体力・技能	61%

## (8) 部活動での心配事や悩みについて

部活動で困っていることや心配なことはありますか（生徒）

お子さんの部活動に関し、保護者として主に心配なことを教えてください（保護者）

指導する上で困っていることは何ですか（教員）

生徒		保護者		教員	
勉強との両立	50%	部活動と学業の両立	51%	部活動指導にあてる時間的余裕	71%
特にない	26%	疲労の蓄積	35%	競技の専門的な指導力の不足	55%
疲労がとれない	23%	友だちや先輩・後輩との関係	30%	顧問間の協力体制	29%

保護者の51%が部活動と学業の両立を、  
35%の保護者が疲労の蓄積を心配と回答した。

## (9) 今後の部活動について

今後、部活動はどのようになって欲しいと思いますか

生徒		保護者		教員	
初めての人でも気軽に参加できるような楽しむことを中心とした活動をしたい	36%	先生の負担が減るとよい	50%	教員以外にも指導できる人が増えるとよい	58%
今のままでよい	34%	専門的な指導が受けられるとよい	49%	大会等の引率を保護者に任せたい (現地集合等)	58%
気軽に参加したいときに参加できるとよい	24%	指導する人が増えるとよい	42%	地域の協力を得て、教員がいなくても活動できるようにする	47%

生徒の36%が初めての人でも気軽に参加できるような楽しむことを中心とした活動をしたいと、34%が今のままでよいと回答した。